保育所保育指針等の改定に関する意見書

2025 年 11 月 17 日
一般社団法人日本保育保健協議会

1. 改定の基本的方向性

保育所保育指針等の改定にあたっては、社会変化・科学的知見・現場の実態を踏まえ、次の 5 つの柱を中心に据えるべきである。

1. 乳児・3 歳未満児保育の質的充実
2. 幼児教育としての保育の明確化
3. 健康と安全・保健体制の再構築
4. 子育て支援と地域連携の強化
5. 職員の資質・専門性の向上と働く環境の整備

2. 乳児・3 歳未満児保育の充実

はじめの 100 カ月の重要性を明記し、乳児の脳発達・愛着形成・感覚発達の敏感期に配慮した保育内容を明確にする。特に 0〜2 歳児の発達は未分化であり、発達支援を「食べる・遊ぶ・愛される」体験を通して支える視点を示すこと、保育担当制や緩やかな担当制をより強調し、安定した信頼関係を基盤にすること、保育施設に看護師や病児保育専門士の配置、保健室の設置を推奨すること、そして保育時間の長時間化を抑制し、年齢に応じた適切な生活リズムを守る環境づくりを求める。

3. 幼児教育としての保育の位置づけ

保育所が幼児教育の重要な一翼を担うことを明示し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育内容を体系化する。「安心できる環境で挑戦し、失敗と成功を繰り返す営み」が学びの核であることを指針に記載する。幼稚園・認定こども園との整合性を確保し、教育の連続性を図る。とりわけ「言葉」の領域では、子ども同士の対話・話し合い・合意形成の重要性を追加し、主体的・協働的な学びを支える。

4. 健康・安全・保健体制の再構築

多様な子ども（障害・発達課題・外国籍・医療的ケア児等）の増加を踏まえ、包括的な保健安全体制を明文化する。嘱託医だけでなく「嘱託医等（かかりつけ医・歯科医含む）」とし、現場の実態に合う医療連携を促進する。「医師の指示」ではなく「生活管理指導票に基づく対応」を明記し、保育士が適切に判断・対応できる体制を整える。食育では、「調理する人への感謝」から「食材・環境への関心と体験的理解」へ表現を改め、生活を営む力を育む。保育士が対応困難な業務（消毒・清掃・環境衛生等）は、看護師など専門職や補助員の配置により負担を軽減する。感染症対応ではワクチン未接種情報の共有や登園制限の判断権限を園医・園長に明確化することを提案する。

5. 子育て支援と地域連携の強化

「保護者支援」から「子育て支援」へ章立てを改め、地域全体で子育てを支える体制を構築する。保護者の孤立化、SNS 等によるトラブル、クレーム対応過多など、現場の心理的負担を軽減するため、例えば保育ソーシャルワーカー等を設置し、その配置を明記する。災害時（特に亜急性期）には、保育施設を子どもの避難・生活拠点として活用することを明記する。ICT を活用した成長記録・保護者共有を推奨する一方で、業務負担軽減の配慮を求める。保護者との関係では「保育者は子育てのパートナー、主体は保護者」であることを再確認する。また 5 歳児健診の全国展開には保育士の協力が不可欠であり、そのための対応についての研修が必要である。

6. 職員の資質・専門性の向上と働く環境

保育士・看護師・栄養士・医師などの多職種連携体制を構築し、各専門性を生かした協働を促す。保育士の研修機会をキャリアパスと結びつけ、専門性を体系的に高める。ノンコンタクトタイムの確保を制度化し、記録や計画に専念できる環境を整える。これからの養成課程では、ピアノや制作等の技能よりも、子どもの姿の理解・観察・記録力を重視する教育への転換が求められる。業務負担の増加に対しては、処遇改善・人員配置・財政支援の充実が不可欠である。

7. まとめ：今後の方向性

保育所保育指針等の改定は、単なる文言修正にとどまらず、科学的根拠に基づく乳児期保育の明確化、安全・保健・教育を包括的に支える体制整備、保育士・専門職の協働と処遇改善、家庭・地域・行政の連携強化を基盤とする総合的な改革が求められる。そして保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育保育要領の整合性一本化が必要であり、「保育」「教育」「保健」「福祉」を一体として支える新たな指針の形成が期待される。

以上